

日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合

紙類貿易情報講演会

テーマ: 「インコタームズ 2020 の概要」

場所: 紙パルプ会館 3 階

日時: 2020 年 1 月 22 日(水)

時刻: 13:30~15:00

参加者: 28 名

講師: 貿易アドバイザー 中岡真紀様



事務局



1. インコタームズとは

(1) 売買契約における実務を反省した 11 条件による法則

- ①義務 売主と買主間でだれが何をするか
- ②危険 売主と買主は“いつどこで”商品を引き渡すか危険の移転ポイント
- ③費用 売主買主どちらがどの費用を負担するか

2. インコタームズ 2020 全 11 条件

(1) EXW(EX Works)=工場渡し

- ① 売主の施設または、その他倉庫や工場等の指定場所において、物品を買主の処分に委ねた時、売主の引渡し義務が完了する。
- ② 売主に輸出通関義務が無いため、国内取引に向いている。

(2) FCA(Free Carrier) = 運送人渡し

- ① 売主が物品を売主の指定した施設で、買主によって指名された運送人に引き渡す際、売主の引渡し義務が完了する。
- ② 船 = コンテナ船に限る。
- ③ FOB よりも、輸出者側に有利となる条件。
- ④ 運送人に渡した時点で費用負担と危険負担は終了となる。

(3) CPT(Carriage Paid To)=運送費込み

- ① 売主が合意された場所で、買主に物品を渡す。
- ② 買主が輸入港におけるコンテナヤードにつけるまでの費用と輸入指定地までの運送費を負担する。
- ③ 危険負担は運送人に引き渡した時点で切り替えとなる。

(4) CIP(Carriage and Insurance Paid To)=輸送費保険料込み

- ① 売主が輸入国側の指定地までの、海上運賃と海上保険について負担する。
- ② 危険負担は輸出国側で切り替えとなる。

(5) DAP(Delivered At Place)=仕向地持込渡し

- ① 売主が輸入国の指定地に輸送し、買主の運送人に物品を引き渡す準備をするまでの責任を負担する。

(6) DPU(Delivered At Place Unloaded)=荷卸し持込渡し

- ① 指定仕向地において、物品を荷卸しされてから買主の処分に委ねられた時、引渡し義務(危険移転)を果たす。

(7) DDP(Delivered Duty Paid)=関税持込渡し

- ① 指定仕向地において、荷卸しの準備が出来ており、到着した輸送手段の上で輸入通関を済ませ、買主に引き渡す。輸出入通関の一切の義務を負う。

(8) FAS(Free Alongside Ship)=船側渡し

- ① 物品を指定船積港の本船の船側に置かれた時、あるいは引き渡された物品を調達する事で引渡し義務が完了となる。
- ② 買主はその時点から物品を一切の費用及び滅失・損傷の危険負担を負う。

(9) FOB(Free On Board)=本船渡し

- ① 物品を指定船積港で本船の船上で引き渡した時点で売主の引渡し義務は完了となる。
- ② 買主はその時点から物品を一切の費用及び滅失・損傷の危険負担を負う。

(10) CFR(Cost And Freight)=運賃込み

- ① 物品を指定船積港で本船の船上で引き渡した時点で売主の引渡し義務は完了となる。
- ② 売主は物品を指定仕向港まで運送するための費用を負担する。

(11) CIF(Cost Insurance And Freight)=運賃保険料込み

- ① 物品が指定船積港において、買主によって指定された本船の船上で物品を引き渡すか、または引き渡された物品を調達する事で引渡義務が完了する。
- ② 売主は指定仕向港までの運送契約及び運賃負担、物質の滅失・損傷についての保険契約を締結する。

3. インコタームズ 2010 との相違点

(1) FCA 条件における船荷証券上の船積証明(On Board Notation)

- ① 海上運輸の際、運送書類において双方の合意があれば買主は売主に対して、買主の費用と保険で本船搭載をしめた書類(船積証明付き船荷証券など)を呈示しなければならない。
- ② 本来であれば運送人渡しの為、売主から買主への引渡しは本船搭載前となり、船積証明付船荷証券を得る必要はないが、必要な場合は指示ができる。

(2) 費用をより明確化

- ① 輸出者と輸入者間の費用・危険負担をより明確化した。
- ② <いかなる単数または複数の運送手段にも適した規則>

	倉庫・工場	輸出国国内輸送	コンテナターミナル	輸出港埠頭	輸出港	指定仕向港	指定仕向地
EXW (工場渡し)	→						
FCA (運送人渡し)	→	→					
CPT (運送費込み)	→	→	→	→	→	→	
CIP (輸送費保険料込み)	→	→	→	→	→	→	
DAP (仕向地持込渡し)	→	→	→	→	→	→	→
DPU (仕向地荷下渡し)	→	→	→	→	→	→	→
DDP (関税持込渡し)	→	→	→	→	→	→	→

③ <海上および内陸水路運送の為の規則>

FAS (船側渡し)	→	→	→	→			
FOB (本船渡し)	→	→	→	→	→		
CFR (運賃込み)	→	→	→	→	→	→	
CIF (運賃保険料込み)	→	→	→	→	→	→	

運送契約 → 売主の危険負担

(3) CIF・CIPの海上保険の適用範囲の違い

- ① CIF・CIPの取引は、危険負担については輸出国側、費用負担については輸入国側で切り替わり、売主が海上運賃や海上保険を負担する。
- ② インコタームズ 2010と比較した際、両取引共に協会貨物約款(C)又は同種の約款の保険範囲だったものが貨物海上保険の適用範囲が細分化され、インコタームズ 2020ではCIFは協会貨物約款(C)又は同種の約款、CIPは協会貨物約款(A)又は同種の約款の保険範囲が定められた。
- ③ CIF
 - ・ 売主は指定仕向港までの運送契約及び運賃負担、物品の滅失・損傷についての保険契約を締結する。物品の紛失や破損時は、物品が本船の船上に置かれた際又は引き渡しの際(本船の甲板に搭載した際)に危険負担が買主へ移転する。
 - ・ 物品が本籍搭載前(コンテナ船など)に運送人に引き渡される場合はCIPが推奨される。
- ④ CIP
 - ・ 売主は物品の指定仕向地までの運輸費用、貨物運輸保険料を負担。危険負担は輸出国側で切り替わり、運送人に引き渡した時点となる。
 - ・ 売主が指定仕向地までの海上保険、海上運賃を負担。保険による補償範囲が大きくなった為、売主の負担が増えた。
- ⑤ 貨物海上保険の条件A・B・Cと付随する保険種類

	A条件	B条件	C条件
共同海損	●	●	●
沈没・座礁・火災・爆発	●	●	●
輸送器具の転覆・脱線	●	●	●
輸送器具の衝突	●	●	●
荷卸中の落下	●	●	
海・湖・河川の水の輸送用具への侵入	●	●	
地震・噴火・雷	●	●	
波ざらい	●	●	
雨・雪等による濡れ	●		
破損・曲り・へこみ等	●		
盗難・抜荷・不着	●		

※保険の条件A・B・Cは使用するインコタームズによって異なる。
 例・CIPはA条件
 ・FASはB条件
 ・CIFはC条件

(4) FCA・DAP・DPU・DDPにおける運送手配

- ① D条件 = 売主は第三者への委託なしに運送手配不可
- ② F条件 = 買主自身の手配による運送を止める事は不可

(5) DATが廃止になり、DPUが新設される

- ① インコタームズ 2010にあったDATを廃止し、インコタームズ 2020でDPU(Delivered at Place Unloaded = 荷卸込持込渡し)を新設。
- ② DPUは、売主である輸出者が指定された場所に物品を配送し、荷降しをするまでに伴う全てのリスクを負担することになる。荷下ろし義務を明確化。DATとは異なり荷下ろしのリスクも負担。

4. 質疑応答

Q: CIFとCIPの保険はどうして違うのか?

A: 在来船は貨物が限定されるが、コンテナ船はあらゆる物を積むことができる為高額な物を取り扱うことが多く、その為保険範囲が異なる。

Q: 配布資料記載“コンテナ船の場合、FOBよりもFCAを使用すべきか→YES”について
 どういったメリットがあるのか?

A: 輸出者は本船に搭載する前に運送人に物品を渡すことになるため、FOBよりもFCAを使用すべき。船積み証明付き船荷証券はあくまでも銀行経由の決済(信用状)の場合のオプションとして準備。